

前回の検討事項の確認

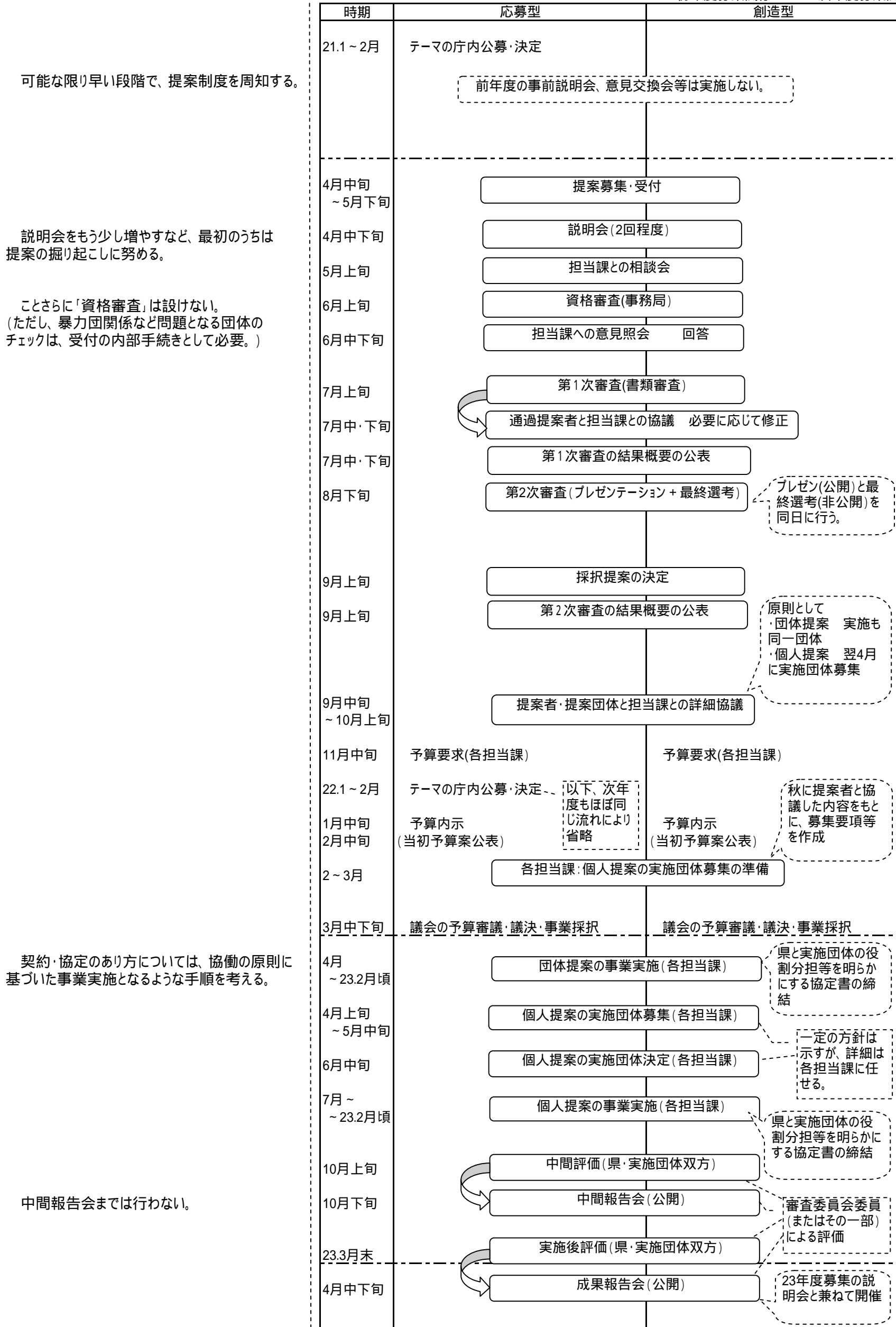
左欄の「委員からの修正意見等」に記した点以外は、「前回事務局が提示した案」を基本とする。

<事務の流れ>

委員からの修正意見等

前回事務局が提示した案

(注) 時期は平成21年度を制度開始年度として記載  
= 初年度募集関係 = 次年度募集関係



可能な限り早い段階で、提案制度を周知する。

説明会をもう少し増やすなど、最初のうちは提案の掘り起こしに努める。

ことさらに「資格審査」は設けない。  
(ただし、暴力団関係など問題となる団体のチェックは、受付の内部手続きとして必要。)

契約・協定のあり方については、協働の原則に基づいた事業実施となるような手順を考える。

中間報告会までは行わない。

< 審査・選考方法 >

委員からの修正意見等

前回事務局が提示した案

「淡海ネットワークセンター」などの固有名詞は用いず、「中間支援組織」等の表現とする。

一般公募の要否、県職員の具体的なポスト等については、事務局で検討する。

ことさらに「資格審査」は設けない。  
(ただし、暴力団関係など問題となる団体のチェックは、受付の内部手続きとして必要。)

事業の性質にもよるが、「継続の可能性」も審査の視点のひとつとする。

委員構成

内外の委員で構成する審査委員会を設ける。  
・構成員: 大学教授、淡海ネットワークセンター職員、経済団体代表、一般公募、県協働推進担当部職員

部会等の要否

第1次審査、第2次審査を行う機関は、上の審査委員会のみとする。ただし、事務局による資格審査を経た提案に対する担当課としての意見は、第1次審査の参考として照会する。

第1次審査を通過した提案者は、担当課との協議の結果必要に応じて提案内容を修正し、当初案よりも優れた提案を公開プレゼンテーションで行った場合は、最終選考でこれを加味する。

審査の種類

- 1 事務局による資格審査
- 2 第1次審査(書類審査)
- 3 第2次審査(プレゼンテーション+最終選考)

資格審査

・提案者は個人、団体を問わないが、社会的に問題のある組織等を除外する規定は設ける。  
・その他応募資格要件は、合理的な理由に基づく規定を除き、できるだけ対象者を絞らない方向で検討する。

第1次審査(書類審査)

法令等の制約 事業実施にあたり、法令等に違反するなど実施上の制約はないか。  
公益性 受益者が特定の地域や人に限定されず、広く波及効果を持つ事業であるか。  
(仮に地域的な事業であっても、後々県域に広がる可能性を持っているか。)

協働の必要性 県と他の主体が協働で取り組むことによって、より大きな成果が期待できる事業であるか。  
課題認識と事業の有効性 課題を的確に把握し、事業の内容・方法等がその解決に有効なものと認められるか。

第2次審査(プレゼンテーション+最終選考)

実施の可否 <個人提案の場合> 県と協働して取り組もうとする団体が県内に見込めるか。  
<団体提案の場合> 事業遂行能力があり、協働の相手方として信頼の置ける団体であるか。  
実現可能性 役割分担が明確で、事業の実施体制・スケジュールは適当か。  
経済性 経費の積算は適当か。また、県が単独で実施するよりも費用対効果が大きいと期待できるか。  
協働企画力 第1次審査後の担当課との協議を踏まえ、より優れた内容に更新して提案したか。

審査項目ごとに配点を定め、総得点で採択を決める。

< 情報公開 >

委員からの修正意見等

前回事務局が提示した案

提案段階

特に公表しない。

審査段階

第1次審査後

・通過提案者(団体)名、事業名、総提案数を公表する。  
・選に漏れた提案者が希望する場合は、順位・点数、審査委員会での主な意見を個々に知らせる。

第2次審査のうち、プレゼンテーションは公開とする。

第2次審査(最終選考)後

・採択提案の提案者(団体)名、事業名を公表する。  
・選に漏れた提案者が希望する場合は、順位・点数、審査委員会での主な意見を個々に知らせる。

評価

評価シートは比較的シンプルなものとし、手順は丁寧なものとする。(評価に関する意見交換など)

中間報告会までは行わない。

・中間評価と実施後評価を行い、どちらも県・実施団体双方による自己評価とする。  
・評価の時期に合わせて「中間報告会」、「成果報告会」を公開で行う。  
・自己評価と報告会の内容に基づき、審査委員会の委員(またはその一部)が事業評価をする。